

(令和7年度用)

チェックリスト

内容を確認のうえ、ご署名ください。

確 認 項 目	
1	「教育・保育給付認定兼保育施設入所申込のてびき」はお読みになりましたか。(申込前に必ずお読みください)
2	求職中による保育施設の入所は2か月間が利用期間となり、利用期間中に就労を開始できないなど保育を必要とする事由を満たさない場合、退所となります。
3	教育・保育給付認定後に内容の変更が生じた場合は、必ず教育・保育給付認定変更申請書と変更にかかる必要事由の書類を提出してください。
4	提出資料の不足等がないよう速やかに資料を提出してください。認定の際に希望する事由での認定書類が確認できない場合は、求職中として認定及び利用調整します。また、就労が月64時間に達しない場合も、資料不足と同様に求職中として認定及び利用調整します。
5	予定状態で資料を提出いただいた場合(就労・就学など)、就労等開始後、資料の再提出が必要です。再提出がない場合は、「予定」のままの取扱いでの利用調整となります。
6	利用調整の時点で、過去の保育料が滞納となっている場合、選考上、不利となります。
7	利用調整においては、原則として入所申込受付時点での保育を必要とする状況を基準として、総合的に判断します。(P.7参照)
8	選考の結果につきましては、原則として通知発送前における電話・メール・窓口でのお問い合わせにはお答えできません。
9	入所後、お子さんの集団生活への適応等を目的として、本来の保育の利用よりも短い時間の保育(慣らし保育)を行います。慣らし保育の具体的な期間等については、入所内定後の面接時に保育施設にご相談ください。(P.8参照)
10	保育料は1か月単位です(日割り計算はできません)。月途中の退所でも1か月分の保育料がかかります。(P.11参照)
11	延長保育・土曜保育・休日保育は、希望しても施設の状況により利用できない場合があります。
12	入所が内定した施設において、入所月の前月の末日までに面接を受けられない場合や、面接の結果によっては内定が取消しになる場合があります。
13	提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。
14	入所の意思がなくなった場合は、必ず子ども入園課にご連絡ください。
15	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合 ③入所児童が心身の状況等により集団保育になじまない場合 ④1か月を超えて連続して入所施設を欠席する場合
16	家庭的保育施設(保育ママ)、小規模保育施設、事業所内保育施設に在園しているお子さんの保護者が、お子さんの卒園後に引き続き他の保育施設(連携施設以外)での保育を希望される場合は、利用調整の対象となります。(別途手続きが必要になります。)その際、必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解の上、申してください。
17	入所希望月に入所できなかった場合、申込書は令和8年3月入所の利用調整(入所選考)まで有効です。それまでに入所に至らず、令和8年4月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度申込が必要となります。
18	育児休業中の方は、職場復帰後、必ず期限内に復職証明書をご提出ください。入所月に勤務した実績がない場合(転職・離職・退職等)は、退所となります。 なお、復職証明書は復職した後で取得、提出をしてください。
19	4月入所申込の受付期間内に教育・保育給付認定申請と施設入所申込をした方については、令和7年2月下旬までに利用調整結果通知書と教育・保育給付認定に係る通知書を併せてお送りします。5月以降の入所申込をした方については、入所希望月の前月末までに利用調整結果通知書と教育・保育給付認定に係る通知書を併せてお送りします。
20	保育料を指定の期限内に納付しない場合は児童手当法の規定に基づき、保護者の同意なく児童手当の支給月の属する年度の保育料を児童手当より差し引くことがあります(特別徴収)。また、児童福祉法の規定に基づき、滞納処分(差押等)をすることがあります。
21	入所月の状況を基準に審査を行います。就労(予定)先の変更や育児休業からの復帰が困難になる等、申込みの内容に変更があった場合には、利用調整(入所選考)の優先度に影響がありますので、速やかにご連絡ください。 場合によっては内定取消・退所となります。
22	公立認定こども園については、客観的状況の変化(就労の開始等)がなければ、2号認定への切替えは認められません。このため、1号認定入所月は2号認定への切替えはできません。

保護者氏名